

本市の参画と協働の関係要綱等について

1 参画について

(1) 関係要綱等

- ・ P I（パブリックインボルブメント）の実施方針〔平成19年10月〕
⇒ P Iの理念や定義を共有するとともに、対象事業や実施手順等を明確にし、今後の取り組み等について取りまとめたもの
- ・ P Iマニュアル〔平成19年10月〕
⇒ 市民参画・協働を進める上で、必要となる P I（パブリックインボルブメント）の概念やその具体的手法等を理解し、各種施策・事業に活用・実践していくための職員用の手引き
※ 具体的な13の手法として、積極的な広報活動、オープンハウス、現地見学会、シンポジウム、ニュースレター、出前講座、地域説明会、検討委員会、ワークショップ、パブリックミーティング、パブリックコメント、グループヒアリング、アンケート等を例示
- ・ パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱〔平成14年4月〕 所管課；広聴課
⇒ 行政計画等の政策立案過程における案の周知及び市民の意見表明の機会を拡大するため、意見公募の対象となる計画等や公表方法、意見提出の期間及び方法等について定めるもの
- ・ 審議会等の設置等に関する指針〔平成14年4月〕 所管課；行政経営課
⇒ 市の機関としての審議会等の位置づけを明確化し、審議会等の運営に関して必要な事項を定めることにより、運営の透明性及び公平性を確保するとともに、市民の市政への積極的な参画を促進するもの

(2) 参画の事例

- ・ 政令指定都市実現に向けた「地域説明会」や「シンポジウム」等の実施
- ・ 自治基本条例策定に伴う「パブリックコメント」や「出前講座」等の実施
- ・ 地域コミュニティセンター建設に伴う「ワークショップ」の実施 など

2 協働について

(1) 関係要綱等

- ・ 市民が公益活動に取り組むための指針〔平成19年10月〕
⇒ 市民公益活動や活動団体に関すること、協働のあり方やその原則、活動推進に関する行政との連携等について検討委員会で協議・検討しまとめたもの
※ 協働の6つの形態として、情報提供・共有、後援、政策提案、事業協力、共催、協定・契約を例示
- ・ 熊本市の後援等に関する要綱〔平成16年5月〕 所管課；秘書課
⇒ 外部の団体等が行う事業に対する市の後援、共催の基準や申請手続等について定めるもの
- ・ ふれあい美化ボランティア制度の各種要綱〔平成16年度～〕 所管課；河川課、公園課等
⇒ 地域住民や企業等が主体となって行う環境美化活動に関する支援内容等について定めるもの

- ・市民協働事業実施要綱 [平成 21 年 4 月]
⇒市と協働事業提案団体とが協働して行う事業の実施について、対象事業や選定、市の経費負担等について定めるもの
- ・協働事業委託契約等に係る市民活動団体の資格等に関する要綱 [平成 21 年 6 月]
⇒協働事業を提案する公益的な活動を行っている団体との協働事業委託契約等について、団体の資格審査や登録等について定めるもの
- ・公園協働地域委託モデル事業実施要綱 [平成 21 年 12 月] 所管課：公園課
⇒市が管理する公園の良好な環境の保全と、地域コミュニティ活性化のため、試験的に校区自治協議会と公園の維持管理を委託するにあたっての協定締結や契約等について定めるもの
- ・市民活動支援センター規則 [平成 13 年 5 月]
⇒市民活動支援センター（愛称；あいぽーと）の業務等について定めるもの

(2) 協働の事例

- ・住民による公園、河川、町内などの美化活動と、行政による支援
- ・動物愛護センター、NPO、地域住民による「地域ねこ活動」の実施
- ・市の施設（図書館、博物館、病院など）における市民ボランティアの活動

3 新しい公共について

- ・熊本市新しい公共検討委員会からの答申
「新しい公共」の支援に関する提言書 [平成 22 年 2 月]
⇒「新しい公共」の担い手である市民公益活動団体への支援のあり方（1）～（5）を提言
 - （1）行政のかかわり方
 - ①環境づくり（下支え） ②団体の自主性、自立性の尊重 等
 - （2）情報の提供
 - ①提供方法の工夫 ②情報のワンストップ化 等
 - （3）活動の場の提供
 - ①あいぽーとの充実 ②新たな拠点づくりの検討 等
 - （4）活動資金の支援
 - ①行政の事業の委託 ②市民や事業者が支える基金制度の検討 等
 - （5）その他
 - ①行政の協働に対する認識を深める ②多様な主体間のコーディネート
 - ③団体も自らが活動の充実を図る 等

※「新しい公共」とは

行政や行政以外（市民活動団体や事業者等）の多様な団体等が、それぞれ対等な立場で、相互に補完しながら、課題解決に取り組み、生活の向上を図っていく新たな領域のこと